

「ひき逃げ」「事故後の重ね飲み」で立件できないなら

この事故で亡くなった岩崎元紀さん。両親は、「危険運転致死傷罪」の正しい適用を求めて署名活動を展開し、7月2日までに7万1192人ぶんを集めたという

宝

の

持

ち

腐

れ

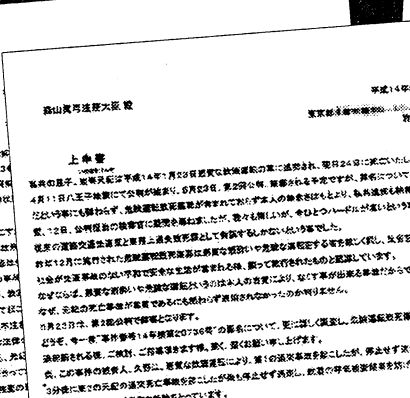
「危険運転致死傷罪」



署名運動にご協力下さい!

泥酔運転には危険運転致死罪を

この署名は、東京地検八王子支部に届けます



「酒酔い運転や信号無視など悪質な運転者には「酒酔い運転や信号無視など悪質な運転者には「酒酔い運転や信号無視など悪質な運転者には」
 25日に新しく施行された「危険運転致死傷罪」。
 しかし、「ひき逃げ」や「重ね飲み」によって適用できない可能性がある。悪質な運転者を取り締まれないとしたら、この新法、宝の持ち腐れではないのか。」

「加害者が「危険運転致死傷罪」で起訴されなかったことを知ったときは、本当に驚きました。名前だけの法改正なら意味がありません。私たちは息子の死を無駄にしないためにも刑法の正しい運用を求めて訴え続けてきたのです」
 そう語るのは、東京都多摩市の岩崎祐一さん(50)と悦子さん(51)夫妻だ。
 岩崎さんの三男で専門学校生の元紀さん(当時19歳)が事故に遭ったのは、今年1月23日、午後11時過ぎのこと。原

付きバイクで多摩市内を直進中、後方から走ってきた名古屋市の会社員・久野和也被告(37)のワゴン車に追突されてそのまま約100メートル引きずられ、頭蓋骨折、腹部大動脈挫傷などの重傷を負い、約3時間後に死亡した。
 この事故が、いかに悪質だったか。検察の冒頭陳述をもとに、加害者の事故当日の足取りを追ってみよう。
 ●午後7時45分、夕食後、同僚2人と酒を飲むために車で出かけ、8時ごろから11時ごろまで2軒のバブをはしごし、水割り数杯を飲む。
 ●午後11時、バブを出てコインパーキングまで歩いたが、酒酔いのために路上でふらついて転倒。同僚が2度にわたりに「俺が運転する」と申し出たが、「大丈夫だ」と答えて運転席へ。しかし、キーを鍵穴になかなか入れられず、パー

これほど悪質な事故でありながら「無罪の可能性」を理由に起訴を見送った検察に対して、両親は上申書で抗議した

キングの精算機に紙幣を挿入することもできなかった。

●午後11時10分ごろ、一時停止を無視して車道に出た直後、信号待ちのバイクに追突。飲酒事故が発覚すれば免許取り消しになると考え、被害者を

救護することなく、「止まれ」という同僚の言葉も聞き入れず、そのまま信号無視をして急加速して現場を立ち去った。

●午後11時13分ごろ、逃走中に前方の原付きバイク（元紀さん）に気づかず追突。元紀さんの体が自車のフロントガラスに当たって落ちたのを見たにもかかわらず、元紀さんの体を引きずったまま高速で約100メートル走行。さらに事故現場から600メートル先のトンネル内まで逃走して一旦停止。●午後11時21分ごろ、飲酒運転の発覚を恐れ、近くのコンビニでカップ酒を購入。直ちに酒を飲み、ほぼ飲み終わったビンを中心に置いてその場を立ち去った。

●午後11時30分ごろ、近くのガソリンスタンドに隠れていたが、警察官に見つかり、緊急逮捕。呼気検査では、1リットあたり0.75、グラムのアルコールが検出された――。

無罪判決が怖い 検察庁の「弱腰」

実は、この事故が起きる1

カ月前の2001年12月25日、刑法の一部が改正され「危険運転致死傷罪」が施行されていた。それまでは、どんなに悪質な事故でも、交通事故の場合には「業務上過失致死傷罪」（最高懲役5年）が適用されていたのだが、今回の改正によって、飲酒や信号無視などの悪質運転を「過失」という枠からはずし、死亡事故の場合には、最高15年の有期懲役にまで引き上げたのだ。

もちろん、岩崎さん夫妻をはじめ周囲のだけれども、「この事故は、東京都内で初の危険運転致死傷罪適用事件になるに違いない」

そう信じて疑わなかったところが、東京地検八王子

支部は、この加害者を「業務上過失致死傷罪」と「道路交法違反（ひき逃げ）」で起訴しただけで、新設された「危険運転致死傷罪」については不問に付したのである。

「こんなにも悪質な事故なのに、なぜ……」

4月24日、公判を傍聴した岩崎さん夫妻は、事態がのみ込めず、翌日、担当検事に直接事情を聴きに行った。

「検事も悔しそうにはしていません。しかし、事故の直接の原因は、あくまでも加害者の前方不注意。飲酒運転については、被告が事故後に重ねて飲みをしているため、事故時のアルコール濃度の立証が難しく、仮に危険運転致死傷罪で起訴しても無罪になる可能性があると、言われたのです」

ちなみに、「危険運転致死傷罪」は、次のような運転行為を故意に行い、それによって人を死傷させた四輪以上の車の運転者に適用されることになっ

①アルコールまたは薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で、自動車を走行さ

せる行為②進行を制御することが困難な高速度で、または進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為③人または車の進行を妨害する目的で、通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で、自動車を運転する行為④赤色信号またはこれに相当する信号（警察官の手信号などを）を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

久野被告の運転時の状態については、冒頭陳述でも述べられたように、本人の供述のほか、同乗していた同僚の証言や警察、検察の裏付け捜査などによって、その危険性がかなり具体的になっている。

たとえば、

「午後8時から11時まで2軒のバーで水割りを飲み、路上でふらついて転倒。エンジンキーもなかなか差し込むことができなかつた……」

このような状態は、①の「アルコールまたは薬物の影響により、正常な運転が困難な状態」にはあたららないのか。

「息子の事故が危険運転致死傷罪にあたらなければならぬ、ほかのどのような事件にこの罪が適用されるのでしょうか。このような判断を許せば、重ね飲みやひき逃げをする悪質な運転者がますます増えてしまいます。私たちは正しい判例を残すためにも、最後まで闘うつもりでした」

岩崎さん夫妻は、まず検察庁に上申書を提出し、訴因を「危険運転致死傷罪」に変更するよう訴えた。5月14日には森山真弓法務大臣と面談。危険運転致死傷罪の起訴基準が明確でない実態を訴え、この事件の訴因変更を求めた上申書も手渡した。また、同罪適用を求める署名運動を事故現場周辺で展開した。

活動の成果は、着実に表れ始めた。

5月22日、検察は道路交通法違反（酒気帯び運転）で久野被告を追起訴。この時点ではまだ、危険運転致死傷罪での起訴には至らなかつたが、それから2週間後の6月6日、「訴因追加」というかたちで、罪名によりやく「危険運転致死

上申書

先般の貴子、岩崎元紀は平成14年1月23日悪質な飲酒運転の罪に追突され、
わずか19年の生涯を閉じてしまいました。
4月11日、地検八王子支部で公判が始まり、6月23日、第2回公判、結審されま
す。被告人は、非常に悪質なケースにも関わらず、従来の飲酒運転交通運
転で被告人は、容赦されなかったからです。
飲酒運転致死傷罪で、起訴されたことからも、公判地での被害者に
被害者は何の益に行われたのでしょうか。多くの飲酒運転で被害者とな
るひとつは「ハードルが高い」という説明だけで、どのようなケースに被害者とな
る12月に施行された飲酒運転致死傷罪は、多くの飲酒運転で被害者とな
る飲酒運転致死傷罪を厳しく罰し、被害を防止し、社会が交通事故のな
き社会へと変換しています。
なぜならば、悪質な飲酒運転や危険な運転は、飲酒運転致死傷罪が適用されないのか、
しかし、これほど悪質な事故で、なぜ飲酒運転致死傷罪が適用されるのか、
痛むであろう悪質な飲酒運転による事故に死すすべてに適用されるのか、
痛むであろう悪質な飲酒運転による事故に死すすべてに適用されるのか、

死傷罪」を加えたのだ。

6月10日、初めてその報告を受けた岩崎さん夫妻は、「皆さんのご支援のおかげで、ようやく思いが届きました。もし私たち遺族があのまま黙っていたら、おそらく刑事裁判は業務上過失致死のまま結審していたでしょう。今後、どのような求刑、判決になるかわかりませんが、最後まで見守っていくつもりです」と涙ぐんでいた。

それにしても、検察はなぜ、遺族の陳情や署名活動が起る前に、危険運転致死傷罪で起訴できなかったのか。東京地検八王子支部に今回の訴因追加の理由を尋ねてみたが、ノーコメントだった。

事故後の「重ね飲み」によって、飲酒運転の立件が見送

られたケースはこれまでもあった。

99年10月11日、大阪市天王寺区で発生した多重衝突死亡事故では、加害者の男性(53)から、0.25ミigramのアルコールが検出された。ところが、加害者本人が、

「事故後、意識が朦朧としていたので、衝突時に車内のクレーボックスから飛び出したワイスキーを気付け薬として、ボトルから口飲みした」と供述したため、結局、検

察側も「飲酒運転」の立証をすることができず、起訴状にも判決文にも、飲酒についてはひとことも触れられなかった。この事故で重度後遺障害を負った被害者の父親は、こう訴える。

「事故の後、ワイスキーを気付けで飲んだなど、だれが信じますか？ 加害者には詐欺、窃盗、飲酒運転の前科がありましたが、結局、悪質なドライパーほど逃げ道をうまくつくっている気がしてなりません。重ね飲みという行為自体を、もっと厳しく処罰できないものでしょうか」

一番では懲役3年の実刑判決が下されたが、加害者は控訴。現在、大阪高裁で審理中だという。



また、飲酒事故後のひき逃げによる二次的被害も深刻だ。前出の岩崎元紀さんの死亡事故も、飲酒運転で追突事故を起こした加害者が、逃走している途中に起こしたものだ。

飲酒とひき逃げの関係を裏付ける確たるデータはないが、飲酒運転厳罰化の声が高まってきたこと、3年、「ひき逃げ」が急増しているのは事実だ。99年に8781件だったひき逃げ件数は、00年に1万4050件、01年には1万6503件と約2倍になった。一方、検挙率は年々下がりが続き、00年にはついに40%を切ってしまった。この中には軽傷事故も含まれているが、5人中3人は今も逃げ切っていることになる。

また、逃げ切るまでいかな

くても、半日ほど身を隠していれば確実に体内のアルコールは抜け、逮捕時点では、「飲酒運転」の数値は出ない。つまり、よほどの状況証拠がない限り「危険運転致死傷罪」に問われることはなく、結果的に刑が軽くなるわけだ。

危険運転致死傷罪は、本来、こうした悪質運転者を厳しく罰するためにつくられたはずだ。それなのに「事故時のアルコール濃度の立証が難しいから」という理由で、ひき逃げや重ね飲みに適用されないとしたら、この新法はザル法と批判されても仕方ないだろう。法務省の刑事局刑事課はこう話す。

「重ね飲みやひき逃げはたしかに悪質ですが、これらは事件後の行為なので刑法の中に盛り込むことは考えておりません。たとえ事故時のアルコール濃度を測定できなくても、そこは警察や検察捜査の頑張りで、犯行時の状態を客観的に立証していただければ、起訴は可能です。最終的には現場での運用の問題なのです」

警察庁によると、「危険運転

致死傷罪」が施行されてから、今年3月までの3カ月間に、この罪を適用した交通事件は50件。しかし、飲酒の可能性が高い加害者に、事故後の呼気検査や事故前の足取り調査をまったく行っていないなど、ずさんな捜査に異議を唱える声は今も後を絶たない。証拠が消えてしまっているような事故で、警察や検察は本当に頑張れるのだろうか？

「逃げ得」を許さないためには、道路交法で「重ね飲み」を禁止し、さらに「ひき逃げ」の罰則(最高懲役5年)を「危険運転致死傷罪」と同レベルまで引き上げるしかないという声もあがっている。

ちなみに、アメリカ(カリフォルニア州)の道交法では、開封済みのアルコールを車室内に積むことを禁止している。しかも「ひき逃げ」は殺人罪と同レベルの罪の重さだという。日本でも同様の細かな法整備をしていかなければ、せっかく被害者の声によって生まれた「危険運転致死傷罪」が、実体のないものになってしまうに違いない。